

平成19年第4回土別市議会定例会会議録(第5号)

平成19年12月13日(木曜日)

午前10時00分開議

午前11時50分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第1 一般質問

散会宣告

出席議員(21名)

副議長	1番	山居忠彰君	3番	伊藤隆雄君
	4番	井上久嗣君	5番	丹正臣君
	6番	粥川章君	7番	小池浩美君
	8番	柿崎由美子君	9番	平野洋一君
	10番	足利光治君	11番	遠山昭二君
	12番	岡崎治夫君	13番	谷口隆徳君
	14番	山田道行君	15番	田宮正秋君
	16番	斉藤昇君	17番	池田亨君
	18番	牧野勇司君	19番	菅原清一郎君
	20番	中村稔君	21番	神田壽昭君
議長	22番	岡田久俊君		

出席説明員

市長	田苅子進君	副市長	相山愼二君
副市長	瀧上敬司君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	吉田博行君
市民部長	安川登志男君	保健福祉部長	宮沢勝己君
経済部長	佐々木幸二君	建設水道部長	遠藤恵男君
朝日総合支所長	城守正廣君	総務課長(併) 選挙管理委員会 選挙課 長	石川誠君

財 政 課 長 三 好 信 之 君

市 立 病 院 院 長 藤 森 和 明 君

教 育 委 員 會 長 佐 々 木 正 雄 君

教 育 委 員 會 長 朝 日 保 君

教 育 委 員 會 長 佐 々 木 文 和 君

農 業 委 員 會 長 松 川 英 一 君

農 業 委 員 會 長 伊 藤 暁 君

監 査 委 員 三 原 紘 隆 君

監 査 委 員 會 長 橫 山 日 出 夫 君

事務局出席者

議 會 事 務 局 長 辻 本 幸 慈 君

議 會 事 務 局 長 藤 田 功 君

議 會 事 務 局 幹 事 近 藤 康 弘 君

議 會 事 務 局 幹 事 淺 利 知 充 君

議 會 事 務 局 幹 事 中 井 聖 子 君

(午前10時00分開議)

議長(岡田久俊君) ただいままでの出席議員は全員であります。これより本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

議長(岡田久俊君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

16番 斉藤 昇議員。

16番(斉藤 昇君)(登壇) 2007年第4回定例会に当たり、一般質問をいたしたいと思いません。

初めに、2008年度の予算編成についてであります。

国の三位一体の改革の中で、地方交付税の大幅な削減は、地方自治体の財政悪化を急速にさせております。自主財源の少ない本市にとって、財政運営が健全に運営されるためにも、地方交付税の動向は極めて大きなものがあると思うのであります。そこで来年度の地方交付税はどの程度見込んでおられるのか、まずこの点をお伺いしたいと思います。

地方交付税の不足分を、地方法人事業税を持つ地方自治体、交付税の不交付団体である東京都などに再配分をする、その財源を求めて政府と話し合いが続けられ、地方法人2税は、東京都は3,000億の地方への配分を認めたと報道されておりますけれども、本市へのプラスにどの程度なるのか。東京都がそれらを、地方への配分を認めたとしても、地方交付税をそれ以上減らしたのでは、地方に回ってくるお金がないと思うのだけれども、この点はどうお考えになって予算編成に当たられていくのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

次に、自治体財政健全化法についてであります。

11月の決算委員会でも質問いたしましたけれども、この決算委員会のときは、まだ国の具体的な数字は示されていない。しかしこの12月に入って、新基準が総務省から示されたのでございます。この中身と士別に当てはめるとどうなるのか、この点もお聞かせいただきたいと思うのです。

今議会でも、最大の話題になっている市立病院の不良債務、これらを抱える士別にとって、連結実質赤字比率がどうなのか、この点もお示してください。決算委員会のときには、これらが37億になると財政再建団体になると、こうおっしゃってございましたけれども、この数字が示された時点ではどうなのか、これもお示しいただきたいと思うのです。

そして、公営企業である市立病院も独自に健全化基準を設けなければならないと思えますけ

れども、この基準についてどうなるのか、そして公営企業独自の基準、これに基づけば、市立病院の独自の健全化計画、これを立てなければならないのではないか、こう思うのだけれども、考えをお聞かせいただきたいと思うのです。

次に、健全化計画にある未利用財産の処分、私は市の、市民の大事な財産を、むやみやたらに売り急ぐべきでないと言い続けてまいりました。しかし総合計画の中で、これから立てられる総合計画、この10年の間には市の未利用財産を全部売却されてしまうのか。この未利用財産の活用について、その計画を明らかにしていただきたいと思うのであります。

次に、財政健全化計画の中で、投資事業、結局一般財源が少ない、だから道路の改良でありますとか、そういう市道の独自予算、これらは相当縮小、そして抑制されてきたと思うのだけれども、財政健全化計画の中ではどの程度の額が削減されて進んできたのか、そして20年度以降は、各年度どの程度の投資額を考えた計画をしているのか、この際承っておきたいと思うのであります。

また、絶えず事務事業の見直しをしていく、こう言うておられるけれども、この事務事業の見直しで、主にどんな事業が考えられているのかということと、これらからどの程度の財源を浮かしていくのか、この点も計画の中身をお知らせいただきたいと思うのであります。

次に、合併協議に基づいて、20年の4月から、いわゆる来年度予算、公共料金が数多く引き上げとなります。今、国の政治の上でも、灯油の異常な値上げを初めとする諸物価その他の値上げは、家計を直撃するそういう20年度になるでしょう。合併協議会に基づくものであっても、値上げをしない工夫などなされなかったのか。本定例会の最終日に条例提案されるもの、更に規則と、そして合併協議会に基づいて4月から引き上げになるもの、これは非常に大きな額になるだろう。それだけ市民負担が増えることになるのでございます。最終日に条例提案されるこれらの総額、更に規則等での、4月から引き上げになるこれらの主なものとその総額、これらを明らかにしていただきたい。それが結局は、諸物価の値上げと同時に、公共料金の大幅値上げになる20年度予算になるのではないかと、こう思うのだけれどもいかがでしょうか。それとも市長は、その程度は市民にとって大したことはないかと、こうお考えになっているのか。これまで市民にどのような説明を行ってきたのか、この際答弁を求めておきたいと思えます。

次に、職員の採用についてでございます。

土別の定員適正化計画を超えて、職員の減少が続いていると思うのだけれども、現実の時点と19年度・20年度の退職者と、そして採用予定人数、そしてそれらの人件費の削減額、また今、国家公務員、そして地方公務員も給料の減額がなされて、新しい給料表になったわけだけれども、旧給料表との違いはどう違うのか、この点も明らかにしていただきたいと思うのです。

職場は減らないけれども、職員の削減で、そうするとその職場には、今まで必要なかった職員が多くいたのかということなんだけれども、職場が忙しくなって、市民サービスに影響は出ないのか、この点も明らかにしていただきたいと思うのです。

最後の質問は、土別市総合計画についてであります。

この総合計画については、特別委員会が設置されて、そこで審議される、そういう予定でございますので、1つだけ簡単に承っておきたいと思うんです。

それは合併協議会で立てられた新市建設計画と、今度の士別市総合計画に追加した事業、削除した事業等について、その財源も含めてお答えをお願いし、私の一般質問を終わります。

(降壇)

議長(岡田久俊君) 田苺子市長。

市長(田苺子 進君)(登壇) 斉藤 昇議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から2008年度予算編成に関する御質問のうち、国の税制改正による影響と地方交付税にかかわっての御答弁を申し上げ、これら項目以外の2008年度予算編成にかかわる御質問並びに士別市総合計画につきましては、本庁担当の副市長並びに総務部長の方から御答弁を申し上げることにいたします。

まず、お尋ねのありました税制改正についてであります。三位一体の改革に伴い、全国ベースで5兆円の地方交付税が減額され、地方が疲弊し切った状況の中であって、地方税源が集中している大都市とそうでない地域の税収格差が拡大をし、特に地方法人2税は、東京都と長崎県では、1人当たりの税収に6倍もの格差があるとされております。こうした背景の中で、地方財源の安定確保、地方分権推進の観点から、この偏在性是正の方策が地方財政審議会、経済財政諮問会議、あるいは財政制度等審議会などにおきまして議論がされ、1兆4,000億円の法人事業税を有し、地方交付税の不交付団体である東京都を初め、中京圏、関西圏の都市部では減収となることから反発がされていたところでありますが、このたび、これは一昨日であります。東京都が暫定措置との条件を付して、おおむねこの合意がなされたという報道に接しておるわけでございます。また、再配分を受ける地方におきましても、増収分が地方交付税の削減につながるとともに、納税者の居住地以外の者に行政サービスを提供することは地方税の基本原則に反するとの考えから、地方六団体としても、去る11月19日に反対表明をし、偏在性の少ない地方消費税の充実を求めてきたところでありまして、総務省としても地方の意見を反映した中で、地方法人2税と消費税の一部交換により格差是正を検討していたところであります。しかし、国は消費税率の見直しを21年度以降に先送りする考えを示したことから、20年度は暫定的に地方法人2税のうち、都道府県税である法人事業税だけを再配分することで、政府・与党が最終調整をしているようでありまして、現段階では東京都から3,000億円を初め、愛知県800億円、大阪府200億円の、合わせて4,000億円を再配分する方向で検討がなされているようであります。

この際、交付税に配分額と同額の特別枠を設けるとされていることから、再配分によって地方税収が増え、結果として地方交付税が減るといったことにはならないと考えておりますが、どの程度の規模の自治体にどのように再配分されるか詳細がわからない状況でありまして、本市の影響額の試算に至っておりませんけれども、地方の一般財源総額におきましてはプラス要因になるものと考えております。

一方、地方交付税そのものについてであります。三位一体の改革による大幅な削減から地方財政が急激に悪化している状況を踏まえて、与党内からも地方交付税増額の必要性を認める声が強まっているところであります。しかしながら、再び景気後退の影が忍び寄って、交付税原資となる国税の伸びに急ブレーキがかかり、国の19年度一般会計税収も、当初見込みの53兆5,000億円を1兆円規模で下回るとされ、5年ぶりに減額補正の方向となったようであります。更に地方税収におきましても、地方財政計画額の40兆4,000億円の確保が難しい状況のようであります。地方税が減収する見込みの中で、地方一般財源総額を確保するためには、地方交付税を増額する必要があるわけではありますが、先ほど申し上げましたように、交付税原資が減る見込みにあるとのところであります。

従来は、こうした不足額を交付税の特別会計で借り入れる手法で地方へ交付がされておりましたが、この借入金の18年度末残高が53兆円と多額に上ったことから、19年度から計画的な償還を始めたところでありますし、財務省が交付税の増額を歳出改革に逆行すると強く牽制しており、交付税総額の確保は容易ではない情勢にもあります。ただ、12月6日に示された財務省の予算原案の中では、地方交付税が1兆3,000億円増の16兆2,000億円となるようでありますが、これが大都市の地方税収の落ち込みによる影響なのか、地方への交付税そのものを増加させるのか、詳細はわからない状況でございます。

いずれにいたしましても、さきの税制改正も含めて、本市にとっては地方交付税の動向が20年度予算編成、更に今後の本市の財政健全化計画に大きな影響を与えるものでありますので、予算編成時点における事業の精査と並行して、来年1月に示される予定の国の財政課長内簡などを検証把握をし、地方交付税の状況に応じた予算編成をいたさなければならないものと考えておまして、場合によっては財政健全化計画に修正を加えながら、今後の財政運営に努めてまいらなければならないものと思っております。

以上申し上げまして、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君）（登壇） 私から、2008年度予算編成についてのうち、自治体財政健全化法について、未利用財産の処分について、市民負担の増減について、及び職員の採用などにつきまして、御答弁申し上げます。

初めに、自治体財政健全化法についてであります。実質赤字比率、実質公債費比率、連結実質赤字比率、将来負担比率を加えた4つの健全化判断比率が用いられ、それぞれ一定の基準を超えた場合、財政悪化の初期段階にある早期健全化団体とこれまでの財政再建団体に相当する財政再生団体に該当となることは、これまでもお答えいたしてきたところであります。この基準について、現段階の情勢では財政再生団体については、実質赤字比率はこれまでと同様20%以上、連結実質赤字比率は3カ年の経過基準として40%以上、実質公債費比率は35%以上で調整されているようであります。不良債務を有する病院事業を持つ本市にとって、連結実質赤字比率が最も懸念する基準であります。40%ラインを数字に置きかえますと、全会計で約

37億円の赤字を有した場合、該当となりますが、当面その可能性はないものと考えております。

また、早期健全化団体にあつては、実質赤字比率が15%以上、実質公債費比率が25%以上の基準とされ、この2つの基準について本市は該当することはないものと考えておりますが、連結実質赤字比率の基準が20%以上となるようであり、約19億円の連結実質赤字が発生した場合、該当となるところであります。ただ、その計算方法において、各会計における赤字から除かれる、いわゆるやむを得ない赤字といったものも検討されているほか、早期健全化団体の基準のみに用いられる将来負担比率についても、その詳細がはまだ示されておりませんので、今後の動向に注視してまいりたいと存じます。

また、公営企業にあつては、独自に経営健全化基準が設けられ、いわゆる早期健全化が求められることとなりますが、この基準が医業収益の20%以上の資金不足となるようであり、本市の病院も該当するもので、経営健全化計画の策定が義務づけられるものと考えております。

また、この法律の施行に向けたスケジュールであります。今年中に基準の詳細が整備され、これに基づき、20年秋に19年度決算による指標を各自治体が公表し、21年4月に計画策定義務の規定が整備される予定でありまして、21年秋に20年度決算に基づく指標を公表し、この時点で該当団体が決定され、該当団体となった場合には21年度中に計画策定が義務づけられることとなるものであります。

次に、財政健全化計画に掲げている未利用財産の処分にかかわってのお尋ねでございます。現在、市内の未利用地は市内の6物件、約1万6,000平方メートルであります。今後市が活用する可能性がある土地を除きますと、約9,600平方メートルとなり、これを評価額から試算いたしますと、約1億4,000万円となるものであります。財政健全化計画の中では、維持管理にも費用がかかることから、未利用財産の処分を掲げているところではあります。主には長期的に貸し付けているような土地について、できれば借り主の方に購入していただくといった観点でありまして、これらの土地の処分について、財政推計の中で財源として反映はさせていないところであります。

市内の土地につきましては、残された貴重な財産と考えておりますので、決して売り急ぐわけではなく、市内経済の活性化につながり、かつ多くの市民の方が住宅用地として購入を希望する場合とか、売却が近隣地区の発展につながるということを第一に考え、検討してまいりたいと存じます。

次に、財政健全化計画にかかわって、投資事業の抑制や見直した事業についてであります。本市のように財政規模の小さな自治体にあつては、大型事業の有無によって年度ごとの投資事業は大きく変動するところであります。一般会計決算統計ベースでの投資的経費は、平成17年度が約28億9,000万円、18年度、27億円、そして19年度が24億円となり、懸案事業の終了に伴い、徐々に減少しているところでございます。投資的事業にあつては、その財源の多くを地方債に求めていることから、将来負担を考慮し、この借入金の抑制及び投資、一般財源の抑制を財政健全化計画での目標といたしたところであります。

そこで19年度に取り組んだ投資事業の抑制ではありますが、主なものとしたしましては、予算査定段階で北部団地E棟整備事業を起債借り入れ抑制の観点から先送りしたほか、市道整備事業で約3,700万円の縮小、総合体育館大規模改修では、工事手法の変更により2,000万円の事業費圧縮に努め、更にサンライズホールの改修は、その方法にいまだ検討を要するとの判断から、後年度の事業といたしたところであり、20年度以降は土別市総合計画の中で、財政収支計画との整合性を図りながら、前期期間においては、各年度20億から24億円程度の投資事業となるよう調整いたしたところであり、明年度予算編成にあつては、国、道の事業の事業確保に努めるとともに、総合計画の着実な推進に向け取り組んでまいりたいと存じます。

また、事務事業の見直しについてであります。維持管理費の節減や合併に伴う事務経費の見直し以外では、主なものでは簡易郵便局事業、公用車購入事業、総合支所管理事業、納税推進事業、選挙投票所の集約などの見直しに取り組む、約2,000万円の削減をいたしたところでございます。

なお、20年度以降の事務事業の見直しについては、具体的なものはまだ決定しておりませんが、けれども、予算要求が取りまとまりました段階で、事務事業の評価システムに基づいた結果をもとに、あわせて検討いたしてまいりたいと存じます。

次に、合併協議に基づく、平成20年4月から住民負担等に変更が生じる事務事業についてのお尋ねであります。合併時点では、両市、町において、事務事業にさまざまな違いがありましたが、基本的には住民がひとしくサービスを享受できるよう、また負担が等しくなるよう調整を図ったところであります。ただ、急激な改変は過度の住民負担につながるといった考えから、段階的に改正するとか、一定期間の後に統合を図るとして調整がなされていたもので、この20年4月から多くの事務事業の統一が図られるものであります。

そこで、主な内容を申し上げますと、重度心身者、ひとり親家庭、乳幼児などの医療費助成、がん検診徴収金、保育料、法人市民税、火葬場使用料、公営住宅家賃減免、駐車場料金、スキー場シーズン券などについては統一を図ることとしたし、廃止となる事業といたしましては、土別地区の事業としては災害遺児年金支給、朝日地区の事業では遺児手当支給、高齢者・重度心身障害者住宅改修費助成、カメ虫駆除対策、庁用車両貸し出し事業であります。

また、特に公営住宅の関係であります。合併後3年以内をめどに再編するとされていたことから、今回調整を行うもので、旧朝日町の減免基準を廃止し、土別市の基準に統合するものであります。公営住宅家賃の減免には、入所者の収入で判定することになりますが、土別市は総収入で判定するのに対し、旧朝日町は所得税課税の基礎となる世帯の総所得額から扶養親族など、定められた控除を行った後の所得額を12等分した額を基準とする政令月収で判定する違いがあり、政令月収が8万2,000円未満の世帯を減免対象とし、政令月収がゼロの世帯は、本来家賃の5分の1、1円以上8万2,000円未満までは政令月収に応じた減免割合が適用されることになっております。

平成19年度の減免実績を申し上げますと、減免世帯は92世帯で、朝日地区の公営住宅入居世



帯総数に対する割合は48.4%、減免総額は月額約100万円となっております。これら減免を受けている92世帯が土別市の基準に移行する場合の影響を申し上げますと、減免の対象から外れる世帯が46世帯、減免となるものの家賃の上がる世帯が36世帯に対し、基準移行によって10世帯は家賃が下がることとなります。しかし、家賃の上がる世帯は82世帯となり、上がり幅で世帯を見ますと、3,000円以下の家賃上昇世帯が29世帯、3,000円～1万円の世帯が29世帯、1万円を超え2万円以下の世帯が23世帯、2万円を超える世帯が1世帯と、入居者にとって大きな影響が出ることになることから、激変緩和措置によって世帯の負担軽減を図ろうとするものであります。

そこで、激変緩和措置の内容であります。平成19年度の減免世帯で、月額3,000円を超えて負担増となる世帯で、政令月収が8万2,000円未満の世帯を対象に、最長4年をかけて調整してまいりたいと考えております。

また、市営住宅の駐車場使用料についてであります。朝日地区においては従前より徴収いたしており、平成20年度から土別地区においても舗装、及び区画線の整備が完了している団地につきましては徴収しようとするもので、料金については朝日地区と同額の1台当たり月額500円といたすもので、駐車場が未舗装の団地にあつては、2台目所有から同額を徴収するものであります。

そこで、当面の対象団地であります。東山団地、北部団地、北川団地、桜丘団地、及び多寄団地の一部などで、418戸に対する駐車可能区画数425台分のうち、現在料金徴収予定台数は386台、年間収入額は220万円程度となる見込みであります。

次に、認可保育所の保育料についてであります。保育料につきましては、既に18年度から段階的に調整されておりますが、その経過を申し上げますと、平成16年10月1日開催の第7回合併協議会に対し、平成17年度は現行どおりとし、平成18年度から19年度までの2カ年間を暫定的な措置として、段階的に調整しながら見直し、平成20年度から統一を図るよう再編するとの提案をいたしたところであります。住民福祉小委員会に付託され、協議の結果、低所得者階層への配慮をする旨の意見が付され、その結果、所得に応じた階層区分について、旧朝日町は7段階設定でありましたが、11段階に細分化し、低所得者階層に配慮した保育料を設定しながら、2年間の暫定措置を講じてきたところであり、20年4月から統一を図るものであります。

今回の改正による影響額であります。現在の入所者で試算いたしますと、母子家庭等による免除世帯を除き、3歳未満児については月額50円から最大で2,400円の増、3歳以上児については月額100円から最大で4,100円の負担増となるものであります。なお、この保育料の段階的な統一にあつては、毎年行っている入所児の保護者会議などで経過を含め御説明申し上げているところであります。

更に、明日、定例会最終日に提案予定の条例改正にかかわる20年4月からの住民負担の影響であります。これまで無料でありました朝日農業者トレーニングセンター及び朝日プールの使用料について、それぞれ総合体育館、南郷市民プールと整合性を図り、新たに使用料を徴収い

たそうとするほか、天塩川清流園にあっては、朝日地区住民の使用料を土別地区と統一を図ろうとするものでありまして、これらの影響額は約52万円となる見込みにあります。

また、住民生活に大きくかかわる簡易水道並びに下水道料金についてであります。合併前の朝日町では、簡易水道事業会計では約4,700万円の事業費のうち、約半分を一般会計からの繰り入れに頼るなど、料金の適正化を図るためには、大幅な改定が必要な状況であったことから、段階的な見直しを計画し、平成16年4月に第1段階として20%の改正を行ったところであります。

その後、17年に土別と合併をいたし、その際に、合併後3カ年以内に土別地区の料金見直しも含め再編すると協議いたしていたものであります。土別地区の料金そのものにつきましては、まだ改定の時期を迎えていないとの判断から、水道委員会並びに下水道審議会での答申を経て、朝日地区の料金のみを土別地区に統一をいたそうとするものであります。

そこで、この影響額であります。一般的な世帯の月平均給水量を16立方メートルとして試算いたしますと、水道料金で182円、下水道料金で186円、合わせて368円が一月当たり負担増となり、家事用以外の統一の影響額も考慮いたしますと、全体では約430万円の影響となるものであります。ただ、朝日地区にあっては、生活保護世帯、母子世帯、老人世帯などの低所得者世帯が料金軽減となる福祉料金の制度を適用いたしておりませんでした。今回の統一によりこの制度が適用され、該当世帯の詳細把握には至っておりませんが、先ほどの月使用料16立方メートルの世帯で試算いたしますと、一月1,020円の軽減となるものであります。

20年4月から合併協議で再編となる全体での影響額は、市の負担軽減、あるいは市民負担の増を合わせて、約1,200万円となるものであります。これらの内容につきましては、合併時の住民説明会や新土別ガイドブックなどによる概要説明のほか、該当者に対しては直接文書などを送付するなど、周知に努めてきたところでございます。

ただ、今回の改正は多岐にわたることから、複数の項目に該当する方もいるかと思われまして、改めて広報紙や戸別通知などにより周知してまいりたいと存じます。

なお、使用料、手数料等の見直しにつきましては、応能応益性の見地から、常に見直しの検討をいたしてまいりております。今回のこれら合併に関連した使用料の見直し以外には、20年度には今のところその考えは持っておりません。

次に、職員の新規採用についてのお尋ねであります。

職員数につきましては、総務省から17年3月に示された地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針、いわゆる新地方行革指針に基づく集中改革プランにおいて、数値目標として20年4月1日までに職員数の4.6%を上回る純減が必要とされたことから、合併後の定員管理を適正に推進するため、昨年5月に策定いたしました土別市定員適正化計画においては、計画期間中5年間の定年退職者を93人と見込み、その退職者の約75%、70人を補充することといたしており、計画最終年の23年には23人の減員とし、その比率を5.7%といたしたところであります。

そこで、職員の新規採用に当たりましては、土別市定員適正計画を基本とし、来年3月末には、いわゆる団塊の世代の職員が定年退職を迎える最初の年となるため、その退職者数は28人に上り、計画期間の退職者全体の30%を占めるなど、突出した状況となっており、またこれに加えて、自己都合などから、既に2人が途中で退職、その後も今年度をもって退職する職員が3人おり、合わせて33人の欠員が生じる見込みにあります。

このため、20年度以降の業務体制の確立を踏まえつつ、職種ごとの採用数を決定し、去る9月16日に、職員採用試験を行ったところでありますが、土木技術職で応募がなかったことや、一般事務職で辞退者が1人生じたため、募集人員より2人少ない一般事務職17人、保健職1人の合わせて18人を来年度採用予定職員として決定いたしましたところであります。

以上の状況から、平成20年度予算における人件費に関しましては、これらの職員の退職補充に伴う影響は約2億円程度減額となることが見込まれますとともに、あわせて地方公務員の給与に関しましては、国家公務員の給与と同様の見直しが求められておりますことから、本市におきましても、今年4月から新たな給料表を導入し、対応を図ったところであります。

なお、新たな給料表につきましては、若年層職員を除いて、経過措置の適用により一定の年限が現行の給料額と変わらない制度となっており、結果的には昇給延伸の措置と同様の効果となり、あわせて俸給表の水準が平均4.8%引き下げられましたことから、本市におきましても、将来的には同水準程度の給料の引き下げになるものであります。

また、新給料表の特徴といたしましては、中高年齢層職員の給料上昇率をこれまでより低く抑えた、いわゆるフラット化がなされておりますことから、これら職員を中心に、その水準は一様に下がったものとなっており、4年間の独自削減終了後には定員適正化計画による職員数を達成し、給与構造改革の効果も生じてまいりますことから、当初の推計と比較いたしまして、削減が見込まれるものと考え、中期財政見直しにおいても反映しているところであり、このため財政健全化終了後の平成23年度には、平成19年度と同程度となる2億5,000万円の削減となる見込みになると考えております。

次に、定員適正化計画の進捗状況と民間委託等のかかわりについてであります。定員適正化計画につきましては、さきに申し上げた退職、採用が行われた場合の推計で申し上げますと、明年4月1日までに減員予定23人に対して22人の減員が見込まれるなど、計画を上回った状況で推移いたしております。しかしながら、中途退職者の補充について検討いたさなければならぬ面もありますし、制度改正などによって、新たに事務が生じることも考えられるなど、流動的などところもありますが、今後とも職員の減員につきまして、事務事業の見直し、組織機構の見直し、及び事務事業等の民間委託などを通して、定員の見直しに努めてまいりたいと考えております。

ただ、これらを推進するに当たって、例えば民間委託を予定した業務が何らかの事情により民間委託ではなく、直営で行うこととなった場合、これに伴い定員適正化計画のかかわりから、職員を減員し、結果的に職員に多大な負担を招くといったことについては、十分な相互調整を

図る中で対応し、このようなことにならないよう留意してまいる考えであります。

更に、定員適正化計画の実施に当たっては、市民サービスの低下を招かないよう十分配慮してまいりたいと考えております。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 相山副市長。

副市長（相山慎二君）（登壇） 私から総合計画の関係にかかわって御答弁を申し上げます。

まず最初に、合併時に作成された新市建設計画と土別市総合計画の位置づけのことでございますけれども、新市建設計画につきましては、合併に際し、市町村の合併の特例に関する法律に基づく法定計画として、1次協議を踏まえ、合併協議における確認のもとに策定されたものでございまして、計画では、合併に伴う効果やその課題などを明らかにするとともに、合併後の新しいまちづくりを進めていくための基本方針を定め、1市1町の持つ地域資源を最大限に活用して、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るため、各分野の施策を示したものでございます。

一方、新しい総合計画につきましては、先月末に土別市振興審議会から答申をいただき、今議会の最終日に提案をさせていただき予定となっておりますけれども、本計画は、策定済みの新市建設計画を更に補強し、ハード・ソフト事業の両面から総合的、体系的な計画とすることを基本に、両市町の旧総合計画に基づく成果を見きわめ、新時代のまちづくりの指針となる計画といたそうとするものでございます。

そこで、新市建設計画と総合計画において、事業が若干調整がされておりますことにつきましてのお尋ねでございますが、新市建設計画は平成17年度から27年度までの計画期間において、総事業数は235、総事業費431億円を盛り込んだところでありますけれども、新しい総合計画では平成20年度からの10カ年の計画となりますことから、既に事業が完了した土別中学校や糸魚小学校改築事業などは除き、計画への計上を見送った主な事業では、特別養護老人ホームコスモス苑、心身知的障害者地域共同住宅障害者援護施設の建設事業などでありまして、これらは制度改正に伴い、事業採択が困難となったものや他の代替施設への対応が可能であること、更に消防施設整備事業については、今後消防の広域化対策を見きわめる必要があることなどから、現段階では計画への計上を見送ったものであります。

一方、新市建設計画には計上せず、この総合計画に掲げた主な事業といたしましては、合併後に漏水箇所が新たに確認された温西地区水道施設の整備、浄水場と簡易水道の統合に伴う簡易水道再編事業を初め、サイクリングターミナル、博物館、つくも青少年の家等の各公共施設の改修事業などに加え、サフォークランド土別プロジェクトの各種事業や各種団体に対する運営補助についても計画に計上いたしましたところであります。

このように、事業の追加や見送りなど、集約を行った結果、新しい総合計画に掲げた予定事業としては、ハード事業で126件、事業費ベースで約446億円、ソフト事業で154件、事業費ベースで約200億円、合計280事業で、総事業費総額646億円を見込んだところでございます。

そこで、総合計画に盛り込んだハード事業及びソフト事業につきましては、新市建設計画への再検討を加えながら計画の着実な実現に向けて財政の健全化に十分配慮しつつ、現時点での取り組みが可能な事業を中心に取りまとめたところでございます。特に、計画初年度の平成20年度からの3カ年が本市財政健全化の期間中でありますことから、投資事業については健全化計画との整合性を保つよう、財源確保などの面において各事業の調整など、十分検討を行ってきたところであります。

しかしながら、先行きの不透明感が否めない今日の情勢下にあります、計画の実効性、実現性を最大限に高めていくことが何よりも重要でありますことから、実施計画については行財政改革大綱財政健全化計画や各個別計画との整合性にも十分配慮した中で、向こう3カ年のローリング方式を用いるなど、毎年計画管理を行い、その内容についても市議会並びに振興審議会を初め市民の皆様にお知らせをして、御理解をいただきながら着実な事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、御答弁をさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 13番 谷口隆徳議員。

13番（谷口隆徳君）（登壇） 平成19年第4回定例会に当たり、通告に従い一般質問をさせていただきます。

地域づくりの取り組みについてでございます。

自治体のこれまでの政策課題は、地域間格差を埋めることであり、その結果、他地域並みの発想に基づいた没个性的な地域づくりが行われてきたと考えます。現状での地域づくりは、従来の問題解決型の地域づくりから他地域と比べて進んでいる面、優れている面を発見し、これを地域の主体的な創意と工夫によって更に伸ばすという、個性形成型の地域づくりの方向に進んでおります。

そのような中で、本市は天塩川の上流に位置し、緑豊かな自然のもと、農林業を主体とした営みの中で人々が生活し、活気あるまちを目指しております。そしてサフォークと合宿の里のまちとして、自治会など各地域の活性化を図りながら、まちづくり、地域づくりが進められてきております。

本市が進めているサフォーク及び合宿の里についての事業展開や本市における地域づくりを成功させていくためには、広域的な連携を図り、地域の活動主体に地域づくりについての共通認識を持つことが必要であります。そこに个性的でかつ独自の地域が生まれ、地域における事業展開が図られるものと考えます。特にこれからは自治体と民間が協力して、異種資源、異種技術の融合によって生まれた新しい地域おこしや産業を推進し育成すること、広域的な事業展開を図る上では、情報システムや流通システムを連携化するという、地域資源を単独で売り出すのではなく、地域目標、地域づくり理念を明確に提示し、広域連携を図る中でPRを積極的に行う必要があると思います。しかしながら、本市のこの取り組みについて、近年各方面において少しずつ認識はされてきているものの、その知名度は全国的に見て、また全道的に

見てどうなのか、あらゆる角度から広報活動が十分にされてきたのか、その点についての調査あるいは検証がなされているのか、まずお伺いをいたします。

更に、これからの地域づくりは各地域の資源を有機的、効果的に結びつけて、広域的に整備集約した中で全国的に売り出すことなど、複数地域の共同作業としての取り組みが不可欠であります。特に小さい地域や市町村がばらばらで、単独に行うには限界があり、本市がこの道北北部地域のリーダーとしての役割を担っていくことが重要であります。少なからず現下地方の経済情勢が悪い中で地域の振興を図るには、自治体の果たすべき役割は大きなものがあります。あらゆる地域で少子高齢化が進み、個人にしる企業にしる、地域づくりにリーダーが多く出現する保証はなく、自治体みずからがリスクを抱え込んででも戦略的、組織的な行動計画をしつかりと立てて、その役割を果たしていかなければならないと思います。

更には、広域化によって効率化が進めば、財政的負担を軽減することにもなると考えますが、今後の取り組みについてのお考えを伺います。

更に、高齢化社会の進行に伴い、大きな問題として取り上げられております限界集落についてお伺いいたします。

少子高齢化が急速に進行している中で、このたび65歳以上の高齢者が住民の半数以上を占める限界集落の組織活性化を目指すために、全国水源の里連絡協議会が、全国146の市町村が参加して設立されました。この限界集落の目安は人口の半数以上が65歳以上の高齢者であり、冠婚葬祭や農業に関する作業などで、社会的共同生活の維持が困難である集落とされており、全国で7,873カ所余り、道内には319のこのような集落があるとされております。今後400余の集落が消えていくのではないかとも言われております。

本市も過疎地域であり、少子高齢化が急速に進んでいく中で、限界集落が生じている地域もあると予測されます。これら地域住民の健康的な生活の維持や生活環境の保全をすることが、住民の生存、生活圏を守る重要な行政課題であると考えます。今後、行政区域を越えた広域的な連携のもとでの地域振興や移住定住の促進事業を、緊急かつ強力に進めていかなければならないと思います。今後、全国水源の里連絡協議会に加盟し、地域振興を進めていく考えがあるのか、またこれらについての対策をどのように進めていくのかお伺いをいたします。

次に、エゾシカなどによる農作物被害の対策についてでございます。

従前より議会において、エゾシカなどによる農作物被害の対策、対応について質問があり、中山間地域等直接支払い資金交付金事業などによって、進入防止さく、電牧などの対策が講じられてきており、被害額は減少しているものの、道の調査によりますと、2006年の被害額は34億円になっているとのことであります。また、朝日地区においても被害額は、同2006年にはエゾシカ、ヒグマ合わせて約850万円となっております。被害額は前年と比べて減少傾向にありますが、しかし捕獲などを行っているにもかかわらず、いまだにエゾシカが一向に減少していないというのが実態であります。特に山間部であります本市朝日地区において、その状況はライトセンサスによる生息頭数調査を見ましても、以前にも増してエゾシカのみならずキツネ、

ヒグマも増加傾向であり、農耕地すべてに電牧進入防止さくが取り付けられるわけでもなく、また過疎化や離農、更には温暖化の影響で動物の活動期間が長くなったことが理由とされ、農作地にえさを求めて侵入している現状であります。エゾシカ等の状況を市はどのように実態を把握されているのか、また被害状況についてまずお伺いをいたしたいと思います。

更にまた近年は、シカのみならず、本年朝日地区川南の水田にヒグマが入り、稲穂を食べているとの状況であり、小麦、デントコーン、豆類のみならず、稲まで被害を及ぼすようになってきております。何らかの対策がなければ、ますます農作物への被害が拡大していくものと思われまじ、ヒグマの出没は農作業中の農家の方々に対して危険性もあり、作業の安全性についても問題があります。このような山間地域の農地の状況をしっかりと踏まえて、市は強力な対策をとるべきであり、更には全道一円に関係することでもありますので、道へもこの対策についての積極的な働きかけが必要であると考えます。

また国においても、今の臨時国会において、有害鳥獣被害防止特別措置法の新法も提案されているようですが、内容を見ますと、現在は、被害防止計画は都道府県が計画をつくるのに対して、新法では市町村が計画をつくとされ、また補助率も5割から8割に引き上げるとなっております。この法案が国会において議決されますことは、その地域においても大いに期待されるところでありますが、これらも踏まえて、今後の対策、対応をいかに進めていくのかお伺いをいたします。

次に、朝日パークゴルフ場の管理運用についてでございます。

朝日パークゴルフ場は、昨年より利用者も増加し、地域の人々の健康増進と交流の場として、更には地域外の人たちにも多く利用されておりますことは、地域の住民にとって大変ありがたいことであり、本市及び地域の財産として、持続的な保全活用を図っていかねばならないと思っております。

そこで、平成18年度からゴルフ場の管理運用の方針が変わり、昨年まで管理棟に管理者が常駐しておりましたが廃止され、無人化となりました。またそれに伴って、料金の徴収システムもシーズン券を除いて自動券売機による利用券の発行に変わりました。17年度以前は、管理棟に管理者が常駐し、管理棟内の受付、整理整頓などの業務や料金徴収の業務、そのほか、パークゴルフ場内の芝の状況などについての管理作業の業者間への連絡などを行ってまいりました。しかし、18年度当初から無人になりますため、利用料金を正規に支払わない利用者もいるのではないかということが当初から危惧されておりました。また管理者がいない状態では、もし緊急の場合に対する処置はどうするのかという声もありました。料金利用について、もし支払わない方がいるとすれば、利用者の良識の問題でもありますし、このままでいいということにはならないのではないかと思います。

そこで、昨年と本年の利用者の動態、同じく収入状況はどうなのか。また管理のあり方、料金の徴収について、今後の対応はいかにしていくのか伺いたいと思います。

特に、本年における状況では、管理者が無人であるため、地域教育課において管理しており

ますが、常時管理体制がとられる状況でもなく、芝などの管理業者、利用者との問題など、迅速かつ適切に管理をすることができない状態であったと思われます。本年のような好天続きの状況にあって、ゴルフ場の維持管理作業は時間的、期間的な制約の中にあるにあって、業者と利用者が交錯する場面もあり、不快な思いをしたとの苦情もあり、適切な措置ができていなかったように思われます。このような状況を踏まえて、今後管理運用をスムーズに運用するには、朝日パークゴルフ場を協会などに指定管理してもらおうか、運営業務を管理組合など一部民間に委託する方法なども考えていかなければならないと思いますが、今後のゴルフ場の管理運用についての考え方を伺いたいと思います。

以上申し上げまして、質問を終わらせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 谷口議員の御質問にお答えをいたします。

最初に私から、前段に御質問のありました地域づくりの取り組みについての検証並びに新しい地域おこしや産業への取り組みについて御答弁を申し上げ、本質問中の限界集落についての認識と対応、エゾシカなどの農産物被害の対策、並びに朝日パークゴルフ場の管理運用につきましては、支所担当副市長並びに担当部長の方から御答弁を申し上げます。

さて、地域づくりの取り組みについてであります。申し上げるまでもなく土別市はサフォークランド土別、合宿の里、自動車等試験研究のまち、更に生涯学習のまち、この4つをまちづくりの大きな柱に据えて、鋭意地域の活性化と、全国に発信すべきはメディアの力をおかりをして、より積極的な取り組みに努めてきたところであります。

サフォークのまちづくりにつきましては、昭和42年にサフォークを導入し、さらに昭和57年からは市民によってまちづくり運動として展開されてきており、本市の顔づくり、いわゆる地域C Iの取り組みになっておるわけでありまして、

また、合宿の里につきましても、昭和52年の順天堂大学の陸上合宿を契機にして、自動車試験研究のまちづくりも昭和50年代のトヨタ自動車を初めとする、各種試験研究に端を発するなど、長い歴史を刻んできた取り組みであります。こうした土別市のキャッチフレーズは、当初スタートした当時から比較をいたしますと、今日隔世の感があるわけでありまして。土別市の個性と特性を生かしたこれらのまちづくりの活動は、地域のイメージアップ、あるいは知名度の向上に大きく寄与するとともに、多くの経済効果をもたらすなど、地域の振興に貢献してきているところであります。

最近では、全国あるいは道内におきましても、土別市のまちづくりの事例は多くの人たちの認識するところとなってきており、土別といえばサフォーク、あるいはスポーツ合宿、あるいはまた自動車試験というお答えが端的に返ってくるが増えてきておるわけでありまして。

広報活動の成果につきまして調査検証するという件につきましては、特に何かの手法を取り入れているわけではありませんが、サフォークにおける高級食材としての活用や特産品の開発、更には合宿の里づくりにおける官民一体となったこの取り組みにつきましては、市民の我がま



ち自慢としての認識を初め、内外の評価も一層高まってきているものと考えます。

また、本市に所在する誘致企業の方々との懇談の折には、各社のコマーシャルや社内報などで士別を取り上げていただきたいという話もしてきているところであり、更に本年は「牛に願いを」のテレビドラマが羊と雲の丘におきまして収録されるとのお話があった際にも、可能な限りの協力体制の中でこれを実現するとともに、世界陸上におけるドイツのナショナルチームの合宿の招致がされた折にも、あるいは野口みずき選手が東京マラソンで優勝し、北京オリンピック出場の可能性が高まったことにおいては、庁舎に懸垂幕を掲げるなど、合宿の里の情報発信にも大きく努めてきているところであります。

しかしながら、一方では士別市の存在などについての認識はまだまだ十分とは言えない状況にあることも事実でありまして、豊かな自然、農村景観、農業を初めとする産業、この地域の特性を生かした観光PRなどを関係団体とも連携をしながら、更に一層推進することで、行ってみたいまち、あるいは住んでみたいまちとなるように努めていく必要があると考えます。

また、広域的な連携による地域づくりのお話もお触れになりました。議員のお話にもありましたが、広域的な連携を図る中で地域づくりを進めていくことは、1つの市町村が実施する点の地域づくりから、複数の市町村が実施をする面の地域づくりにつながることで、極めて効果的であるといえるものであります。しかしながら、連携する地域の統一的なイメージをどう設定していくか、それぞれが違った歴史や経過を経てきた中でまちづくりが進められており、これをどのように集約するのかという点ではまだ大きな課題があるわけであります。

こうした状況の中で、本市におきましてはサフォークの生産振興につきましましては、この10月に上川、留萌、宗谷、空知の各管内の、15の生産者と生産組織の参加によって、道北地区めん羊協議会を立ち上げ、本市のみならず北海道全体での底上げを図る取り組みも始めたところでありまして、合宿につきましても、本年合宿を実施をしたドイツのナショナルチームが、明年の北京オリンピックの直前合宿を行いたいとの申し出があったものの、すべての人員を受け入れることは困難との判断から、芦別市との共同による受け入れをするなど、連携を深める中で取り組みを鋭意進めてまいるところでもあります。

更に、北海道におきましては、明年の北京オリンピックの直前合宿を北海道全体で受け入れる構想を打ち出しており、これも本市の取り組みが大いにこれを刺激した結果だと私は思っているわけであります。

地域づくりを広域的に進めていくことは、情報発信の面や推進体制の強化の面など、あらゆる面で効果的であることは明らかでありますし、地域づくりを連携させ、その中でそれぞれの地域の個性を発揮することについては、必要不可欠な課題でもありますので、その視点も持ち合わせながら今後とも魅力あるまちづくりに邁進をしてみたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

以上申し上げます、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 瀧上副市長。

副市長（瀧上敬司君）（登壇） 私から限界集落についてお答えをいたしたいと思います。

近年、過疎地域から更に一步進んだといいますが、そういう状態を限界集落という概念であらわされてきているところは御承知のとおりでございます。一定の土地、地域に数戸以上の社会的まとまりが形成された住民生活の基本的な単位、いわゆる市の行政的にいいますと、行政区の単位を集落と定義づけているわけですが、この集落の人口が単に減少するという状況だけではなく、集落を構成する人の年齢、それから年齢の割合を勘案することで、その集落が将来にわたって存続していくかという点に照準を合わせた考え方は、人口の一極集中化が進む我が国の課題を浮き彫りにする結果を招いたところであり、全国の自治体においては課題となっている現状でございます。

65歳以上の高齢者が人口の半数以上を占める限界集落となりますと、冠婚葬祭や農作業の共同化、自治会活動などの社会的や共同生活の維持が困難になり、やがてその集落は消滅に向かうということが言われてございます。この影響は集落が消滅することだけにはとどまらず、各地の伝統芸能や日本の原風景の喪失、山林の荒廃による国土の変化につながってしまうことが懸念されているところでございます。

国土交通省では、全国の775市町村に対し、そこに所属する6万2,271の集落の状況調査を行ったところでございます。全国で7,873カ所、北海道ではとりわけ319カ所あるとされてございます。

限界集落に至る要因といたしましては、ダム建設など、公共工事によって集団で地域が移転するケース、鉱山の閉山などによって人口が減少するケース、一般的な農山村で、過疎化と高齢化の進むケースがあるとされておりますが、近年、過疎化と高齢化の進むケースが急増しているところでございます。

この対策といたしましては、行政区の区域を再編する方法ですとか、集落間での機能分担を図る方法などが考えられますが、自分たちが長年にわたって住んでいる地域に対する愛着や自己所有の土地の問題等もあり、根本的な解決方法が見つからない極めて難しい課題となっております。何よりもその集落自体の活性化を図ることが極めて重要であることは申し上げるまでもございません。

新聞報道等では、限界集落として、最近すごく注目されておりますけれども、私は地域の人々が、その場で地域の人々と協力し合い、活性化していくということも大切なことで、この限界集落という言葉も、余りその地域の人々は考えていないのかなということもあるのではないかなというふうに考えてございます。

ただ、過疎化が進む本市において、限界集落の基準である人口の半数が65歳以上の集落という基準を単純に当てはめると、1つの地域がこれに該当することになり、更には人口の絶対数も加味するというもう一つの地域が該当してくるものと推測されまして、本市では2つの地域が現状を見ますと、そういう地域ということでございます。ただ、それぞれの自治会機能も維持されておりますし、近隣自治会との連携も図られておりまして、生活基盤や社会基盤も整

備されていることから、本州地域で言う、中心に今言われております限界集落の状況には至っていないものでないかというふうに判断をしている次第でございます。

しかしながら、今後更に少子高齢化、あるいは過疎化の傾向が強くなっていくことが懸念されます。この結果、更にこうした地域の増加も憂慮されるところでございますから、その実態の把握に努めるとともに、京都府の綾部市を中心に、道内からも4町村が参加をされ、約全国的には150の市町村によって設立されております全国水源の里連絡協議会の動向も十分見守りながら、対応に当たってまいりたいと考えてございます。

なお、この協議会については、本市については現段階で参加する考えは持ってございませんので、御理解いただきたいと思います。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君）（登壇） 私からエゾシカなどの農産物被害の対策についてお答えいたします。

エゾシカやヒグマなどの野生動物による農作物の被害は、年々減少傾向にありますが、本市における被害額は、ここ数年の平均で見れば約2,600万円となり、被害の期間も、春の植えつけ後から丹精込めてつくった農作物の収穫期に及ぶなど、農家の方々にとっては何とも堪えがたい状況でありますことは十分に理解をいたしているところであります。

このため市といたしましては、従前より北海道猟友会士別支部に有害鳥獣捕獲駆除業務を委託しており、年間の捕獲数は狩猟期間の捕獲頭数と合わせ、エゾシカでは年間485頭、ヒグマでは4～5頭となっております。しかしながら、お話のように毎年10月に実施しているライトセンサスの結果からエゾシカの頭数は年々増加傾向にありますことから、市及び被害農家も含めた農業関係者、猟友会などによる農業被害防止対策会議での協議を経て、平成14年度からは中山間農業農村活性化事業を活用して、電牧さくの設置を進めてきたところであり、現在は多寄の東陽地区、あるいは武徳から中士別、上士別に至る山際にかけて、更には温根別、朝日地区の山際全域にわたって設置を終えており、その延長は士別地域で約171キロメートル、朝日地域で約152キロメートルの、合計約323キロメートルとなったところであります。

この電牧さくは、設置した時点からすぐに効果が上がるものであり、実際に農家の方々からも、設置後は被害が皆無となったという声も多く寄せられておりますことから、今後においても被害の抑制に果たす役割は大きいと期待をするものであります。ただ、地域によっては、地形などにより設置ができないところもありますので、これらの地域においてはどのような対策が有効であるかについて、今後とも検討を進めるものであります。

また、ヒグマについてであります。今年、融雪期から降雪期に至る先月まで、特に目撃情報が多く寄せられた年でもあり、市といたしましても、近年はこの対応に苦慮しているのが実情であります。

このような中で、議員も御承知のように、狩猟期間となった10月に入ってから、市内在住

のハンターがけがを負わされる大変残念な事故も発生したわけであります。市といたしまして、ヒグマが生活圏にまで出没することは、農作物の収量に影響を及ぼすことはもとより、ともすれば人命にもかかわることだけに、現在は1年を通して捕獲が可能となるよう許可申請をしており、市民に対しましては広報や防災行政無線、更には立て看板の設置などにより注意を喚起いたしているところであります。

野生動物による農作物等への被害は、生殖域の拡大等により、全国的に深刻化している状況にあります。このような中で、お話のように国では有害鳥獣被害防止特別措置法制定に向けた論議がされております。しかしながら、この新法にあっては、農業生産の立場から早期に制定をすべきとする意見や、環境保護の立場から既存の鳥獣保護法の改正で対応すべきとの意見まで、さまざまな意見が出されていることから、今後の成り行きについては、なお注視をしていかなければなりません。

いずれにいたしましても、野生動物による被害につきましては、中山間地域に生活する市民にとって心身ともに大きな負担となり、またこの対策は広域的に取り組まれてこそ効果が上がるものでありますだけに、道を初めとする関係機関とも実効の上がる捕獲等のあり方について、十分に協議を重ねながら被害の抑制に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 城守朝日総合支所長。

朝日総合支所長（城守正廣君）（登壇） 私から朝日パークゴルフ場の管理運用についてお答えをいたしたいと思います。

朝日パークゴルフ場の管理につきましては、本年度から管理の効率化を図るため、常駐の管理人を廃止し、使用料の徴収方法を券売機に切りかえるなどの措置を行い、運営をしてまいりました。

そこでお尋ねの利用者の動向と収入状況であります。利用者について、有料コースの部分で申し上げますと、利用人員は平成18年度が9,688人であったのに対し、本年度は9,313人で、375人の利用減となっております。合計利用人員のうち、市外からの利用者は、平成18年度が733人あったのに対し本年度は355人で、前年度と比較すると378人の減となっており、本市以外からの利用者減が減少の要因となっております。

また、使用料の収納状況であります。平成18年度は1日券、回数券、シーズン券の販売で、合計159万8,300円あったのに対し、本年度は合計147万8,000円となり、前年度と比較いたしますと、本市以外からの利用者減が影響し、12万300円の減額となっております。

運営管理面では、本年度受託業者との当初打ち合わせが十分でなかったこともありまして、シーズン当初、幾つかの問題が発生いたしましたが、受託業者への指導によって改善が図られ、その後は担当職員の巡視やパークゴルフ愛好会や利用者からの情報提供により速やかに対応し、シーズンを終えたところであります。

常駐の管理人がいないことによる不正利用の発生につきましては、シーズン終了後、パーク

ゴルフ愛好会からの報告で、数は少ないものの心ない不正利用があったと聞いており、また競技マナーについても守られていない利用者が見受けられるという声もありました。マナーを大切にスポーツで、このようなことはまことに残念に思うところであります。

これらを踏まえまして、地元パークゴルフ愛好会との話し合いから、新年度マナー等の指導を担ってもらう人の配置をパークゴルフ愛好会の協力を得て予定をしているところであります。

今後の朝日パークゴルフ場の運営管理につきましては、芝管理には専門知識が必要となり、良好な状態を保つためには、当面専門業者への委託によらなければなりません。地元団体等が維持管理に当たっている例は数多くありますし、朝日パークゴルフ場設置に当たりまして、それらを想定し、作業機械をそろえた経緯がございますことから、パークゴルフ場の効率的な運用に向け、パークゴルフ愛好会や関係者と協議をし、地域における運営管理体制について、今後検討してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 6番 粥川 章議員。

6番（粥川 章君）（登壇） ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、さきの通告に従いまして一般質問を行います。

最初に、今年の農家経済についてお尋ねをいたしますが、本市の基幹産業であります農業は、春以来の干ばつや集中豪雨による農地、農道の災害、秋の天候不順による収穫の遅れと、苦勞の多い年でもありました。更に農産物価格の低迷や原油高、生産資材の高騰により、農家経済は一段と厳しい状況に置かれております。戦後農政の大転換と言われる品目横断経営安定対策が本年より始まりましたが、この1年を振り返り、生産農家から制度改善の要望を含めまして御質問をさせていただきます。

まず、この対策は過去の生産実績に基づく交付金「緑ゲタ」、毎年の生産品質に基づく交付金「黄ゲタ」、収入減少影響緩和対策の3つで構成されておりますが、それぞれが複雑に仕組みられておりますことから、すべての農業者がこの制度を十分に理解されているとは言いがたいといわれております。この対策が長く続くものであるならば、より理解を深めるために、今後よりわかりやすい説明書の作成を初め、制度の説明会を定期的を開催することや申請事務の簡素化を図ることはできませんか、お伺いをいたします。

この制度内容のうち、収量、品質の確定している秋まき小麦を例に挙げてみますと、過去の生産実績に基づく7割が既に交付されておりますが、国が示した土別市の面積単価が1万1,225円と極めて低いことから、毎年の生産量、品質に基づく交付金3割を加えましても、厳しい手取り内容となることなど、また天候による品質低下を招いた場合、等級単価格差が大きいことから、地域間の格差を是正すること、更に年内の支払いができないか等の声が寄せられております。

国は、今後この制度に見直しをかける動きもあるようではありますが、この制度が土別市農業者にもたらされた全容を検証され、国に対し強く要請されますことを願うものであります。

御見解を伺うものであります。

次に、限界集落についてお伺いをいたします。

谷口議員からの御質問もありまして、重複する部分もあると思いますがよろしくお願いたします。

65歳以上が人口の50%を超え、独居老人世帯が増加し、冠婚葬祭など、社会的な共同生活の維持が困難になった集落を限界集落と言われております。国土交通省が過疎指定地域の市町村を対象にした調査について、平成19年2月20日の北海道新聞報道によりますと、道内過疎地域集落は3,998あり、10年以内に消滅が22、いずれ消滅が178とされ、200集落が将来消滅の可能性があるとされています。この調査は士別市でも行われていると思いますが、これらの調査で、士別市における該当地区の現状はどうなっているのか、また平成11年にも同様の調査があったとお聞きいたしておりますが、その時点と比較しての変化はどうなっているのか、またそれをどのようにとらえているのかお尋ねをいたします。

都市と地方の経済格差が拡大され、過疎、少子高齢化がこのような状況を生み出し、自然災害や鳥獣害などが地域の存在に重大な影響を与え始めています。一例であります、滝川市滝川の川東地区連合町内会では、高齢者や障害者の会員を支える互助組織を設け、42人が有償ボランティアで、病院の送迎や除雪の手伝いなどが行われています。人間関係が昔に比べ希薄になった今日、時代に合った方法で近隣のつながりを取り戻すのが目的とされています。住民自身のこのような取り組みは、地域に住む高齢者にとって安心して生活を送ることのできる生活基盤となるものであり、市の農村部周辺から今後集落維持困難なことが懸念されることから、これらについて本市においても検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

一方で、限界集落を防ぐためには、過疎を食い止める方法も模索していかなければなりません。高規格道路が整備され、旭川空港には外国からの観光客が訪れるようになり、来春には民間航空会社の参入があることから、より一層の入り込みが期待できる環境が整いつつあると考えます。本市においてもサフォーク羊肉のブランド化を初め、豊かな自然と都市機能を活用した移住の取り組みなどの新しい動きも出てきており、これらを更に積極的に推進すること、特に農業において、例えばサフォークの生産を更に全市に拡大することが、個性ある農業の振興と地域活性化に結びつき、限界集落を防ぐ1つの手法になると思いますが、御見解をお伺いし、私の一般質問を終わらせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 粥川議員の御質問にお答えをいたします。

私から今年の士別市農家経済について御答弁申し上げ、限界集落につきましては支所担当副市長から答弁をいたします。

初めに、品目横断的経営安定対策にかかわってのお尋ねであります。この対策は平成17年3月に閣議決定がされまして、食料・農業・農村基本計画に基づいて導入をされたもので、これまで長年にわたって行われてきた作物ごとの支援が、農業経営の全体に着目するという観点

から、品目横断的支援となったことに加え、支援の対象が幅広い農業者から担い手に限定されて、集中的、重点的に行われるなど、まさに戦後農政の大転換でもあり、本市農業者の生産環境を大きく変えるものであります。このため、まだ制度の全容が明らかでなかった平成17年度の早い時期から、中山間地域等直接支払い制度の集落会議や、国営農地再編成事業の地域懇談会などのさまざまな機会を活用して、この新たな対策によって大きく変わることになる農業環境について、情報を発信してきたところであります。

また、昨年6月にこの対策にかかわる法律が制定されて以降、各関係機関が一体となって集落ごとの説明会を開催するとともに、個別の相談にも応じてきたところであり、現在は一連の事務を受託した農協が中心となって、対象者全員の加入申請手続を終えたところであります。しかしながら、この対策は、過去の生産実績から算定されました交付金が、現在の作付の有無にかかわらず継続的に支払われるという仕組みや、その算定も生産量を面積に換算した上で、市町村ごとに設定された品目ごとの単価を掛け合わせるなど、多くの数値が用いられるために、お話のように、制度そのものが非常に複雑であると言わざるを得ません。また、今年は特に申請初年度でもあったために、過去実績の登録や生産者間での実績移動の手続に加え、修正作業などから制度への加入事務が煩雑となり、農業者はもとより、事務を受託している農協も大変苦慮された状況にございました。

このため農林水産省では、ホームページ上において要綱、要領や通達の説明に加え、随時答申されるパンフレットや質疑応答集の公開によって、一層の周知に努めていましたが、この対策は、これまでも農業者の疑問や地域からの課題提起にこたえる形で、一部見直しされた経過もございます。

現在は、農協系統組織などからの要望を受けて、事務簡素化への調整中と聞いておりますので、市といたしましても、この早期改善に向けた要請とあわせて、今後開催する全市あるいは地区ごとでの説明会におきましては、関係機関とともに最新の情報を入手する中で、本市の実態に合ったわかりやすいパンフレットを作成するなど、制度に対する理解の促進に努めてまいります。

また、秋まき小麦を例に挙げられ、制度の見直しを国に要請すべきとの御提言がございました。本市の小麦は平成16年度に小麦生産性向上プロジェクトが設立されて以降、生産者や関係機関の努力によって、着実に生産量を伸ばしておりますが、この対策における単位面積当たりの算定価格単価は、平成12年度から18年度までの7カ年のうち、最高、最低を除いた5カ年の平均を基礎としていることから、低温による成育不良や降雨による穂発芽によって、単収が100キロに満たなかった平成13年と14年を含む12～15年までの収穫量が平均値を大きく引き下げる結果となり、現実の生産費とは乖離した状況にあります。

実際に麦の経営安定資金が交付された昨年と、今対策で交付される今年の小麦1俵当たりの収入で比較をいたしますと、昨年の8,437円が7,474円となり、あくまでも試算値ではありますが、1割以上の減収が考えられるわけにあります。このため、市といたしましては、こ

の対策の制度設計が明らかとなってきた当初より、全道市長会などを通して、率先してこの見直しの要望を国に対して行ってきたところであります。

現在国では、本市も含め、全国各地からの改善要望の高まりを受けて、米価の急激な下落要因となった生産調整の確実な実施とあわせて、品目横断的経営安定対策全体の見直しが検討されている状況にあります。

本市では、過去の生産実績に基づく交付金が10月に交付をされており、今後は来年3月までに今年の実産量、品質に基づく交付金が7月までには収入減少緩和対策の交付金、いわゆるならしが交付される予定となっておりますが、これらの交付金で農業経営の生産費が確実に担保されるのかなど、関係機関とともに十分な検証を行いながら、更に改善すべき点につきましては、地方の声として国にしっかり届けることで、足腰の強い経営基盤の確立による農業農村の持続的な発展に努めてまいります。

以上申し上げます、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 瀧上副市長。

副市長（瀧上敬司君）（登壇） 私から、限界集落についてお答えをいたしたいと思っております。

谷口議員の答弁と重複する面もあるかと思っておりますけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

限界集落に関する調査の件でございますけれども、国土交通省が昨年7月に過疎地域における集落の実態を調査し、本年1月にその結果を公表したところでございます。調査は、全国775市町村の6万2,271集落を対象としたところであります。このうち北海道における調査対象集落数は3,998であり、前回調査の平成11年と比較いたしますと、約500の集落が増加となったところでございます。北海道においても一層の過疎化が進行しているということがうかがえる結果となっております。

集落において、65歳以上の高齢者が半数を超える、いわゆる限界集落は全国で7,873あり、北海道では319の集落がその対象となっているところでもございます。全国的ベースで申し上げますと、北海道の占める割合は余り高くなく、低いということになりますけれども、高齢化は急速に進んでいる現状でございます。

北海道の、319の集落のうち、10年以内に消滅という区分に分類された集落は22、いずれ消滅が178の合計200となっております。平成11年の調査と比較いたしますと、約1.4倍と増加をしているところでもございます。平成11年の調査においては、10年以内に消滅の区分に分類された集落は44カ所ありましたが、その後現在まで、13の集落が実際に消滅したところでもございます。消滅した集落の跡地の多くは管理が十分に行われず、荒廃している状況にあると言われております。

そこで、本市における調査の内容でございますが、平成11年の調査において、限界集落に位置づけられる集落はなかったところでありますが、今回の調査では、いずれの集落においても65歳以上の高齢者の割合は増加傾向にあり、特に1つの地域においては65歳以上の割合が50%を



超える結果となりましたし、40%台の地域であっても、人口の絶対数が少ないことから、限界集落に極めて近い状況になっている地域がもう一つという結果になったわけでございます。

限界集落が抱える問題は、地域資源の管理機能や生産機能、更には生活扶助機能が失われることとされておりますが、本市において今回限界集落に分類された地域の現状を見ますと、自治会等によって生活扶助機能が働いていること、社会資本の整備も進んでいること、生活基盤も確立されていることなどから、本州地区で特徴的になっている孤立化した集落という性質にはなじまないといえますか、意味しないという面が多分にあるかととらえているところでもございます。

谷口議員への御答弁にもいたしましたでしたが、限界集落については少子高齢化や過疎化の進行によって、今後ますます増加することも予想されますことから、まずはその動向を見きわめながら、慎重に対応してまいらなければいけないという課題があるというふうに認識をしてございます。

一方、限界集落を防ぐための方策として、さまざまな観点からのお話もございました。限界集落に対する振興策としては、空き家の活用による定住の促進、都市住民との交流、地域資源を生かした特産品の開発、保健・医療などの生活基盤の整備などが考えられます。特に限界集落がある多くの地域は、豊かな自然に恵まれ、水源涵養を初めとする国土の保全、心をいやす安らぎの場などの機能を有していることから、移住を初め、体験学習的な要素を含んだグリーンツーリズムの場としての再生に力が注がれている場合が多くなっているところでもございます。

議員お話のとおり、本市においては現在サフォークをまちの顔としたさまざまな取り組みを初め、移住への取り組み、体験観光やグリーンツーリズムでの取り組み、更には農業においてもその地域の特性を生かした取り組みなどが展開されているところでもございます。

このように、市民がその取り組みの主体となって、地域の資源を有効に活用しながら内外に発信することで、地域の活性化を図ることは極めて重要なことでもございます。

こうした取り組みを全市的に広めていくことは、地域のトータルイメージを発揮する上で大きな効果をもたらすものでありますので、今後の施策の推進に当たりましても、こうした観点を十分にあわせ持ちながらそれぞれの事業展開を進め、過疎化の進行や限界集落に対する対策の1つになるよう努めてまいりたいと考えてございます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） これにて一般質問を終結いたします。

議長（岡田久俊君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

御苦労さまでした。

（午前11時50分散会）